

建築物・工作物の解体・改修工事

# 石綿事前調査

これ違います



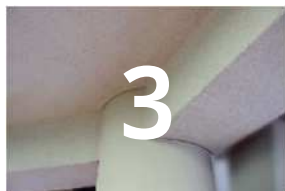
「請負金額 100 万以上の改修工事か床面積 80 m<sup>2</sup>以上の解体工事だけ事前調査をします」

工事規模、金額にかかわらず事前調査は必要です



「古い木造家屋の解体だから事前調査はしません」

してください。煙突・雑排水管にあるかも・・・



「よくわからないから石綿なしとみなします」

「なし」の「みなし」はできません



「目視をして吹付け材がなかったから石綿はない」

目視だけでは違法です。台所、洗面所の床タイルにあるかも・・・

適法な事前調査・措置を確認してください

# 1

「請負金額 100 万以上の改修工事か床面積 80 m<sup>2</sup>以上の解体工事だけ事前調査をします」



**工事の規模、請負金額にかかわらず、有資格者による事前調査を行わなければなりません。** (石綿障害予防規則 第 3 条 )

以下の場合、石綿がなかったとしても元請事業者が石綿事前調査結果報告システムで所轄労基署に報告をしなければなりません。(石綿障害予防規則 第 4 条の 2 )

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計 80 m <sup>2</sup> 以上
	改修 (※ 1)	請負金額が税込 100 万円以上
特定の工作物 (※ 3)	解体・改修 (※ 2)	請負金額が税込 100 万円以上

材料費も含めた  
工事全体の請負代金

# 2

「古い木造家屋の解体だから事前調査はしません」



事前調査をしてください。

**不要なのは以下 ~ に該当する場合だけ** です。

木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業

工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業

以下の工作物の解体・改修の作業

- a 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 第 2 条第 5 項第 2 号に規定する外郭施設及び同項第 3 号に規定する係留施設
- b 河川法 (昭和 39 年法律第 67 号) 第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設
- c 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) 第 1 条に規定する砂防設備
- d 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) 第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設
- e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- f ~ h (略)
- i 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁(塗装部分を除く。)、トンネル(内装化粧板を除く。)、交通安全施設及び駐車場( (イ) の工作物のうち建築物に設置されているもの、特定工作物告示に掲げる工作物を除く。)
- j ~ o (略) (令和 2・10・28 基発 1028 第 1 号)



**みなせるのは「石綿あり」だけ**です。

なしとみなすことはできません。

(石綿障害予防規則 第3条)

### 「みなし」としたときは・・・

石綿があるものと仮定し、原則として**次の措置が必要**です。

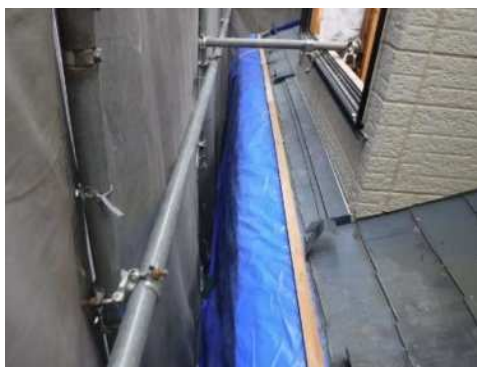


湿潤化

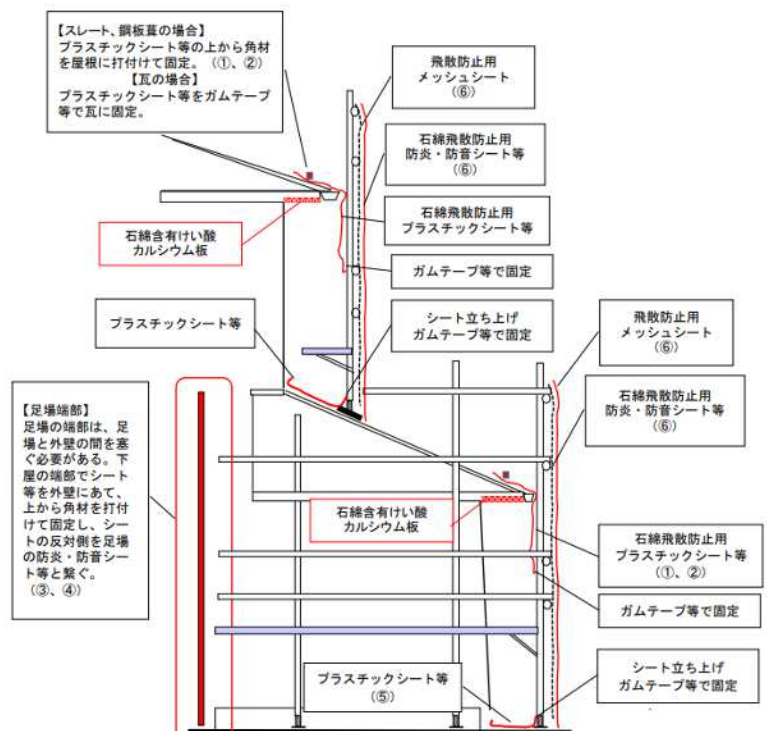


防じんマスク・保護衣の使用

軒天など石綿含有けい酸カルシウム板第1種を含んでいるおそれがあれば、**隔離養生（負圧不要）も必要**です。



隔離養生



※図は断面のイメージを示したものであり、手前や奥も同じように囲う。

【写真・図】「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局環境管理課)



## 目視だけで「石綿なし」と判断してはなりません。

全ての部材について、設計図書や部材の印字番号により製品を特定し、**以下のことを確認して初めて「石綿なし」と判断することができます。**

(令和2・10・28 基発 1028 第1号)

- ・メーカーによる証明や成分情報で「石綿がない」としていること
- ・製造年月日が平成18年9月1日以降であること

### 目視だけではわかりません！

石綿含有建材の例 -



【天井】  
石綿含有ロックウール吸音天井板



【間仕切り】  
石綿含有けい酸カルシウム板第1種



【床】  
石綿含有ビニル床タイル



【外壁】  
石綿含有窯業系サイディング



【軒天】  
石綿含有けい酸カルシウム板第1種



【ベランダ間仕切り】  
石綿含有フレキシブル板

【写真】「目で見るアスベスト建材」(国土交通省)